

議 案 名	富士見市安全安心なまちづくり・犯罪被害者等支援審議会条例の制定について
制 定 趣 旨	<p>富士見市安全安心なまちづくり防犯条例（平成19年条例第19号）に基づく安全で安心なまちづくりに関する施策及び富士見市犯罪被害者等支援条例（令和6年条例第 号）に基づく犯罪被害者等の支援を総合的に推進するため、富士見市安全安心なまちづくり・犯罪被害者等支援審議会を設置するものです。</p>
制 定 内 容	<p>1 設置（第1条） 富士見市安全安心なまちづくり防犯条例（平成19年条例第19号）に基づく安全で安心なまちづくりに関する施策及び富士見市犯罪被害者等支援条例（令和6年条例第 号）に基づく犯罪被害者等の支援を総合的に推進するため、富士見市安全安心なまちづくり・犯罪被害者等支援審議会（以下「審議会」という。）を設置します。</p> <p>2 所掌事務（第2条） 審議会の所掌事務は、次に掲げるものとします。 (1) 富士見市安全安心なまちづくり防犯条例第8条第3項（同条第5項の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき、調査審議し、答申します。 (2) 富士見市犯罪被害者等支援条例第17条の諮問に応じ、調査審議し、答申します。 (3) 前2号に掲げるもののほか、安全安心なまちづくりに関する施策又は犯罪被害者等の支援に関し、市長が必要と認めるものとします。</p> <p>3 組織（第3条） 審議会は、委員9人以内をもって組織します。 (1) 市民とします。 (2) 学識経験を有する者とします。 (3) 富士見市犯罪被害者等支援条例第2条第7号の関係機関等の職員その他の市長が必要と認める者とします。</p> <p>4 任期（第4条） 委員の任期は、市長が委嘱した日から2年とし、再任を妨げません。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。</p>

	<p>5 会長及び副会長（第5条） 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定めます。 会長は、会務を総理し、審議会を代表します。 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理します。</p> <p>6 会議（第6条） 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となります。 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができません。 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによります。</p> <p>7 関係者の出席（第7条） 審議会は、調査審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができます。</p> <p>8 庶務（第8条） 審議会の庶務は、協働推進部において処理することとします。</p> <p>9 委任（第9条） この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定めることとします。</p> <p>10 附則 富士見市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部（委員報酬）を改正します。</p>
<p>施 行 日</p>	<p>令和6年7月1日</p>

富士見市安全安心なまちづくり・犯罪被害者等支援審議会条例

(設置)

第1条 この条例は、富士見市安全安心なまちづくり防犯条例（平成19年条例第19号）に基づく安全で安心なまちづくりに関する施策及び富士見市犯罪被害者等支援条例（令和6年条例第 号）に基づく犯罪被害者等の支援を総合的に推進するため、富士見市安全安心なまちづくり・犯罪被害者等支援審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会の所掌事務は、次に掲げるものとする。

- (1) 富士見市安全安心なまちづくり防犯条例第8条第3項（同条第5項の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき、調査審議し、答申すること。
- (2) 富士見市犯罪被害者等支援条例第17条の諮問に応じ、調査審議し、答申すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、安全安心なまちづくりに関する施策又は犯罪被害者等の支援に関し、市長が必要と認めるもの

(組織)

第3条 審議会は、委員9人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 富士見市犯罪被害者等支援条例第2条第7号の関係機関等の職員その他の市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 審議会は、調査審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、協働推進部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年7月1日から施行する。

(富士見市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 富士見市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和39年条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表中75の項を76の項とし、31の項から74の項までを1項ずつ繰り下げ、30の項の次に次のように加える。

31	安全安心なまちづくり・犯罪被害者等支援審議会委員	学識経験	日額	8,000円
		委員	日額	3,000円

富士見市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和39年条例第1号）新旧対照表

新				旧			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
1～29	(略)			1～29	(略)		
30	市民参加及び協働推進委員会委員	日額	3,000円	30	市民参加及び協働推進委員会委員	日額	3,000円
31	安全安心なまちづくり・ 犯罪被害者等支援審議会 委員	学識経験	日額	8,000円			
		委員	日額	3,000円			
32～76	(略)			31～75	(略)		